

芝浦工業大学校友会多摩支部規約(案)

第1章 総 則

- 第1条 支部の名称は、芝浦工業大学校友会多摩支部（以下支部という）と称する。
- 第2条 支部の事務局は、会員の居住地住所又は勤務地住所内に置く。
- 第3条 支部の目的は、会員相互の交流・親睦をはかり、芝浦工業大学並びに芝浦工業大学校友会の発展に寄与する事とする。

第2章 会 員

- 第4条 支部会員は、芝浦工業大学校友会則に依る会員である下記の者で組織する。
- (1) 東京都多摩地区（以下多摩地区という）内に居住もしくは勤務する者。
- (2) 多摩地区以外に居住もしくは勤務し、本支部の活動に賛同し、幹事会において承認された者。
- 第5条 支部会員より会費を徴収する事が出来る。

第3章 事 業

- 第6条 支部は、次の事業を行う。
- (1) 校友会本部との連絡、交流
- (2) 支部会員名簿の発行
- (3) 支部総会の開催
- (4) その他支部の目的を達成する為に必要な事業

第4章 役 員・役職者

第7条 支部に次の役員、役職者を置く。

| (1) 役員 | |
|-----------|-------|
| 支 部 長 | 1名 |
| 副 支 部 長 | 若干名 |
| 事 務 局 長 | 1名 |
| 監 査 計 画 会 | 2名 以内 |
| 監 査 計 画 会 | 2名 以内 |

| (2) 役職者 | |
|---------|-----|
| 幹 事 | 若干名 |
| 支部選出幹事 | 1名 |

- 第8条 役員の選出は、支部総会の決議による。
- 第9条 役員は、第2章 第4条の会員とする。
- 第10条 役員の任期は、全て2カ年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第11条 支部には、総会の決議を経て若干名の顧問をおく事が出来る。
- 第12条 役員が辞任する場合は、幹事会の承認が必要である。
- 第13条 役員に欠員が生じて補充する場合、補充役員の選任は幹事会にて、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 役職者の選出は、役員会で行い支部総会の決議による。
- 第15条 任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 第16条 支部長は、支部を代表し、これを統括する。
- 第17条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 第18条 正副支部長は、支部規約に規定する重要事項及び支部運営上必要な企画、立案の事項を審議する。
- 第19条 事務局長は、校友会本部との連絡、支部運営上の必要事項を会務する。
- 第20条 会計は、支部内の会計に当たる。
- 第21条 監査は、支部内の会計を監査する。また、他の役員と兼任する事が出来ない。
- 第22条 幹事は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 支部規約の制定及び改廃
 - (4) 支部規約に関する事項
 - (5) その他必要と認められた事項
- 第23条 支部選出幹事は、校友会本部との連絡等に当る。

第5章 会 議

- 第24条 支部の会議は、総会、役員会及び幹事会の3種とする。
- 第25条 総会は、定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は支部長が必要と認められた時、幹事会の決議を以って召集される。
- 第26条 総会の招集は、総会期日の30日前までに会員に周知させる方法により支部長が召集する。
- 第27条 総会においては、幹事会の決議事項を報告し、議決を求める。又、会員相互の親睦をはかる。
- 第28条 役員会は、支部長が必要と認められた時これを招集する。
- 第29条 幹事会は、毎年1回以上、支部長が招集する。ただし、幹事の過半数が会議の目的たる事項を示し、幹事会の招集を請求した場合、支部長は直ちにこれを招集しなければならない。

第30条 会議は、出席者の過半数を以って決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。
第31条 役員会は、支部長及び副支部長を以って構成し、事務局長、会計、監査及び支部選出幹事はこれに出席し意見を述べる事が出来る。

第32条 幹事会は、顧問、支部長、副支部長、事務局長、会計、監査、幹事、及び支部選出幹事を以って構成する。

第6章 会 計

第33条 支部の会計は、支部会費、本部助成金、寄付金、及びその他の収入を以ってこれに当てる。

第34条 会費は、毎年1,000円とし、年度内に納入するものとする。
但し、金額は幹事会で定める。

第35条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

第36条 支部予算は、毎会計年度の始めに幹事会の議に付し、決算は毎会計年度の終了後、監査の意見を付して総会に報告しなければならない。

第7章 慶 弔

第37条 支部役員、役職者及びそれらの経験者が死亡した場合は、香典または供花を贈呈する。

第38条 前37条で贈呈する金額及び方法については、役員会において協議し、決定する。

第39条 上記以外の慶弔事項については、その都度役員会に於いて協議し、決定する。

第8章 そ の 他

第40条 会員が支部及び母校の名誉を毀損する行為、もしくは支部の秩序を乱す行為がある時は、役員会でこれを除名する事が出来る。

第41条 支部長は、規約を実施する為に必要な細則及び内規を幹事会の議を経て別に定める事が出来る。

第42条 支部規約の改廃は、支部総会の承認を経て施行する。

付 則

この規約は、平成 21 年 11 月 28 日 より施行する。

多摩支部 会議組織図(案)

平成 21 年 11 月 28 日 現在

